様式第１号

**一般競争入札参加申込書**

令和　　年　　月　　日

（あて先）

越谷市長

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名）

令和６年（2024年）１１月２９日付で入札公告のありました下記の物件の一般競争入札に参加を申込みます。

記

１　貸付物件番号及び名称

　２　設置場所

　３　貸付期間

令和７年（2025年）４月１日から令和１０年（2028年）３月３１日まで

（備考　この用紙は、入札参加物件ごとに提出すること。）

様式第２号

**委　　任　　状**

令和　　年　　月　　日

（あて先）越谷市長

「受　任　者」

（代理人を置く

営業所の所在地）

（商号又は名称）

（事 業 所 名）

（代理人役職名）

（代理人の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（代理人使用印鑑）

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

「委　任　者」

（主たる営業所

の所在地）

（商号又は名称）

（代表者役職名）

（代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（実印）

記

　１　委任事項

越谷市が実施する自動販売機設置事業者募集に関する入札・契約等手続きの一切の権限について

以上

様式第３号

**質　　問　　書**

令和　　年　　月　　日

（あて先）

越谷市長

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　E-mail

貸付物件番号及び名称

質問事項

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

様式第４号

**回　　答　　書**

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

越谷市長

貸付物件番号及び名称

|  |  |
| --- | --- |
| 質　問　事　項 | 回　　　　答 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

様式第５号

**入　札　書**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金　　額 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |

貸付物件番号及び名称

設置場所又は所在地

自動販売機設置事業者募集要項、仕様書、物件調書に記載された内容を全て承知のうえ、入札します。

なお、談合情報どおりの結果となった入札は、無効となることに同意します。

令和７年１月２０日

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者名）

（あて先）越谷市長

備考　１．入札金額は、金又は￥字を冠し、**「貸付期間の総額(３年間分の税抜き金額)」**を記入すること。

　　　２．落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

　　　３．文字は明確に記載し、訂正又は抹消した箇所には押印すること。なお、入札金額の訂正はできません。

（備考　この用紙は、入札参加物件ごとに提出すること。）

様式第６号

**入　札　辞　退　届**

令和　　年　　月　　日

（あて先）越谷市長

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者名）

下記物件について入札の参加を申込みしましたが、下記理由により入札を辞退します。

記

　１　貸付物件番号及び名称

　２　設置場所又は所在地

　３　入札年月日

　４　辞退理由

（備考　この用紙は、入札参加物件ごとに提出すること。）

様式第７号

**一般競争入札参加資格確認申請書**

令和　　年　　月　　日

（あて先）越谷市長

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者名）

下記入札における開札の結果、落札候補者となりましたので、一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

　１　市有財産の貸付（自動販売機設置）に係る一般競争入札

　２　開札日　　令和７年（2025年）１月２０日

　３　貸付物件番号及び名称

　４　設置場所又は所在地

　５　添付書類

【記載責任者・連絡先等】

１　責任者名

２　部・課名

３　電話番号

（注）添付書類は、公告及び別紙記載要項で指定された書類名を記入してください。

（備考　この用紙は、落札物件ごとに提出すること。）

様式第８号

**誓　　約　　書**

令和　　年　　月　　日

（あて先）越谷市長

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者名）

下記事項について誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

　１　現在、地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しておりません。

　２　過去２年間、地方自治法施行令第１６７条の４第２項第１号から第６号までの規定に該当したことはありません。

　３　現在、会社更生法第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされておりません。

　４　現在、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けておりません。

　５　現在、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号及び第６号の規定に該当しておりません。

様式第９号

**一般競争入札参加不適格通知書**

第　　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　様

越谷市長　　　　　　　　　　　㊞

令和　年　月　日付けで申請のありました一般競争入札参加資格について審査の結果、下記のとおり不適格と認められましたので通知します。

記

　１　入札公告日　　令和６年（2024年）１１月２９日

　２　開　札　日　　令和７年（2025年）１月２０日

　３　貸付物件番号及び名称

　４　設置場所又は所在地

　５　理　　　由

**市有財産有償貸付契約書（案）**

貸付人越谷市（以下「甲」という。）と借受人○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により市有財産について借地借家法（平成３年法律第９０号。以下「法」という。）第３８条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲、乙の両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第２条　貸付物件は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貸付物件名 | 設置場所 | 設置台数(台) | 貸付面積(㎡) |
|  |  |  |  |

（用途の指定）

第３条　乙は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

２　乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙記載の「自動販売機設置の規格及び条件並びに遵守事項」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第４条　貸付期間は、令和７年（2025年）４月１日から令和１０年（2028年）３月３１日までとする。

（契約更新等）

第５条　本契約は、法第３８条の規定に基づくものであるから、法第２６条、第２８条及び第２９条第１項並びに民法（明治２９年法律第８９号）第６０４条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）又は貸付期間の延長は行わないものとする。

２　甲は、前条に定める期間満了の１年前から６か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

３　甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から６か月を経過した日をもって、本契約は終了する。なお、甲、乙協議のうえ、乙が了承した場合はこの限りでない。

（貸付料）

第６条　貸付料は、次のとおりとする。

契約金額　金○○○円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○円）

（貸付料の納入）

第７条　乙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書に

より納入しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　度 | 納入金額 | 納入期限 |
| 令和7年度(2025年度) | 円 | 令和7年(2025年)4月30日 |
| 令和8年度(2026年度) | 円 | 令和8年(2026年)4月30日 |
| 令和9年度(2027年度) | 円 | 令和9年(2027年)4月30日 |

（管理費の納入）

第８条　乙は、本契約に基づき設置した自動販売機に係る管理費を甲の発行する納入通

知書により納入しなければならない。

２　管理費は、乙の設置する自動販売機１台あたり年額金70,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額6,363円）とする。

３　１年未満の期間に係る管理費の額は、前項に定める管理費年額に基づき月割計算により算定した額とする。

（延滞金）

第９条　乙は、前２条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び管理費（以下「貸

付料等」という。）を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて、当該未納金額に年１４．６パーセントの割合を乗じて算出した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第１０条　乙が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸

付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

（契約保証金）

第１１条　契約保証金は、免除する。

（契約不適合責任）

第１２条　乙は、この契約締結後、民法以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、

貸付物件に数量の不足その他の隠れた不適合箇所を発見しても、貸付料の減免及び損害賠償の請求をすることができない。

（維持保全義務）

第１３条　乙は、貸付物件を善良な管理者の注意を持って維持保全に努めなければなら

ない。

２　乙は、貸付物件の全部又は一部が減失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

（維持補修）

第１４条　甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

２　貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

（権利譲渡等の禁止）

第１５条　乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲

渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

（実地調査等）

第１６条　甲は、貸付物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対

し報告又は資料の提出を求めることができる。

２　甲は、乙が提出した報告等に疑義があるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

３　乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

（違約金）

第１７条　乙は、第４条に定める貸付期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が

生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければ

ならない。

（１）第３条第１項及び第１５条に定める義務に違反した場合

　　　金＜貸付料の１年分に相当する額の３倍の額＞円

（２）第１６条に定める義務に違反した場合

　金＜貸付料の１年分に相当する額＞円

２　前項に定める違約金は、第２３条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）

第１８条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することがで

きる。

（１）乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

（２）国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物

件を必要とするとき。

（３）手形若しくは小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

（４）差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受け

たとき。

（５）破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。（６）甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

（７）乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

（８）主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自らは廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

（９）資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

（10）貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めるとき。

（11）前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めるとき。

（談合その他不正行為に係る解除）

第１９条　甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契

約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

（１）借受人又は借受人を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第２条第２項に規定する事業者団体（以下「借受人等」という。）が、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反したとして、借受人等に対する独占禁止法第７条又は第８条の２の規定による排除措置命令が確定したとき。

（２）借受人等が独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反したとして、借受人等に対する独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）又は第４項の規定による課徴金の納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（３）前２号のほか、措置命令又は納付命令（これらの命令が借受人等に対して行われたときは、借受人等に対する命令で確定したものをいい、借受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（４）納付命令又は排除措置命令により、借受人等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が借受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われ、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。（５）乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（６）借受人(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。次号において同じ。）の独占禁止法第89条第１項若しくは第９５条第１項第１号又は第２項第１号の規定による刑が確定したとき。

（７）借受人の刑法(明治40年法律第45号)第９６条の６又は第１９８条の規定による刑が確定したとき。

（暴力団等排除に係る解除）

第２０条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除すること

ができる。

（１）法人等（法人又は法人以外の団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事長、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

（２）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（４）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（原状回復）

第２１条　乙は、第４条に定める貸付期間が満了したとき、又は前３条の規定により契

約が解除されたときは、甲が指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（貸付料の返還）

第２２条　甲は、第１８条第２号の規定により、この契約が解除されたときは、既納の

貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

（損害賠償）

第２３条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、

その損害を賠償しなければならない。

（有益費の請求権の放棄）

第２４条　乙は、第４条に定める貸付期間が満了したとき、又は第１８条から第２０条

までの規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要経

費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

（契約の費用）

第２５条　この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第２６条　この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項につい

ては、甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（裁判管轄）

第２７条　この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とするさいたま地方

裁判所とする。

この契約を証するため、本書を２通作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和７年（2025年）　　月　　日

甲　越谷市越ヶ谷四丁目２番１号

越谷市

越谷市長　　　　　　　　　㊞

乙　住　　所

氏　　名

名称及び代表者氏名　　　　㊞

**（別紙）第３条関係**

**自動販売機設置の規格及び条件並びに遵守事項**

１　自動販売機設置の規格及び条件

(１)大きさ及びデザイン

　①大きさは、おおよそ幅1,200ｍｍ×奥行900ｍｍ×高さ1,800ｍｍ以内とする。

②デザイン（外観色を含む）は、周辺環境に配慮した外観色とし、グレー又はホワイトなどの単色で公共機関にふさわしいものとする。

(２)環境対策

　①省エネルギー対策

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力の低減に資する技術等を導入した機種とする。

　②フロン対策

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

２　遵守事項

(１)安全対策

　①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（ＪＩＳ規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

　②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

　③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（２）ユニバーサルデザイン

　　大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口などユニバーサルデザインに配慮した自動販売機とする。

(３)災害対策

災害発生時に自動販売機の飲料を取り出すことができる販売機（電源喪失時においてでも稼働する災害救援ベンダー）とする。また、災害発生時に越谷市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供するものとする。（別紙協定書のとおり）

(４)使用済み容器の回収

　①使用済み容器の回収のためのボックスを自動販売機ごとに必要な数を自動販売機脇に設置する。

　②回収ボックスの規格

　　ア　素材は、プラスチック製又は金属製とする。

　　イ　容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

　③使用済み容器等の処理は、容器包装リサイクル法（平成７年法律第１１２号）など、関係法令に基づいて適切に回収し、処理する。

(５)自動販売機の設置及び管理運営

　①商品の補充、消費（賞味）期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部、外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

　②消費（賞味）期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

　③専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

　④日常管理を行う管理者の連絡先（管理者名、住所、電話番号）の記載のあるステッカー（縦５ｃｍ以上×横１４ｃｍ以上）を硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付する。

３　販売商品の種類及び価格

(１)種類　清涼飲料水全般（酒類は除く。）で、缶及びペットボトル等とする。

(２)価格　メーカー希望小売価格から１０円以上割引いた価格とする。

４　その他

自動販売機設置事業者募集要項及び仕様書に記載された内容を実行する。

**災害時における飲料の提供に関する協定書（案）**

越谷市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、災害時又は災害発生のおそれのある場合（以下「災害時」という。）における飲料の提供に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　本協定書は、乙が甲の管理施設内において、設置・運営する災害対応型自動販

売機（以下「自販機」という。）の機内在庫飲料（以下「飲料」という。）を、災害時

に施設利用者、あるいは地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償

提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供の方法）

第２条　甲は震度５弱以上の地震又は風水害等により災害が発生し、又は発生するおそ

れがある場合で、甲の災害対策本部が設置され又は設置の可能性がある場合は、第３

条に定める「自販機錠」を使って、乙の自販機の飲料を取り出して、災害の被災者及

び施設利用者等に供することができるものとする。

２　前項の実行は、甲の責任者又はその責任者が予め指定した管理者（甲の対策本部等

が設置された場合は、その対策本部責任者又はその指名する者）の判断によるものとする。

（「自販機錠」の貸与）

第３条　乙は、前条の飲料の使用を可能とするため、甲に対して、「自販機錠」を貸与

することとする。

２　甲は「自販機錠」を甲の責任において保管・管理し、「自販機錠」の管理責任者が異動などにより交代する場合は、確実に引継ぎを行うものとする。

３　甲の指定する「自販機錠」管理者は以下のとおりとする。〔施設長相当職〕

（提供結果の通知）

第４条　甲は第２条に基づき、飲料を災害の被災者及び施設利用者に提供した場合は、

後日速やかに乙に使用結果を通知するものとする。

（協定期間）

第５条　本協定の有効期間は、令和７年（2025年）４月１日から令和１０年（2028年）３月３１日までとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項、あるいは本協定の実施に関して必要な事項につい

ては、その都度甲・乙間で協議して定めるものとする。

**自動販売機の設置に係る市有財産有償貸付契約についての注意事項**

今回の競争入札に付した下記貸付物件に係る貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日までに貸付物件を明渡さなければなりませんので、注意してください。（ただし、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな貸付契約が市と同じ借受人との間で締結される場合を除く。）

記

１　入札日

２　貸付物件名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置場所 | 設置台数（台） | 貸付面積（㎡） | 貸付期間 |
|  |  |  | 年　月　日から  　年　月　日まで |

以上